

[事案 29-254] 失効取消請求

・平成 30 年 8 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社が復活を承諾しなかったことを不服として、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 7 月に契約した生活習慣病保険について、平成 29 年 2 月分の保険料の支払いができずに契約は失効し、その後、保険会社は健康上の理由により復活を承諾しなかったが、以下の理由により、本失効を取り消してほしい。

- (1)平成 29 年 4 月下旬に、自宅を訪問した募集人から初めて保険料の未納および保険契約の失効を告げられて、この事実を知った。
- (2)保険会社が平成 29 年 3 月に送付したという未納案内は受領していない。保険会社が郵送したというのであれば、郵便事故か何らかのトラブル（自宅郵便受けでほかの郵便物やチラシに紛れたことによる紛失等）があったはずなので、自分が保険料の未納に気付かなかったことについて落ち度はない。
- (3)契約後 10 年近く保険料を支払ってきたし、残り 3 年ほどで払込期間が満了するので、今後とも支払うつもりであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険料の口座振替が不能となった場合には、契約者に対して、振込用紙を伴う未納案内を送付することとしている。
- (2)平成 29 年 2 月分保険料の口座振替が不能となったので、(1)に基づき、申立人に対して未納案内を郵送した。これは戻り郵便とはなっておらず、その後、申立人に対して郵送した契約復活に関するお知らせが申立人に到着していることからすれば、未納案内は申立人に到着した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社は申立人に対して保険料支払いの督促を行ったことが認められる一方、申立人が主張する郵便事故が発生したとは認められず、他の郵便物やチラシに紛れた紛失等があったとしても保険会社に責任はなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。